

4 (増築・改築) 条例第3条第4号に必要な書類 (法第34条第12号)

			照会	43条
必ず必要となる書類	案内図	白図 (1/2500) を原則とし、申請地を赤枠で明示。	○	○
	公図	法務局発行のもの。申請地を赤枠で明示。転記した場合は閲覧日、転記した者及び転記場所を明記する。	㊟	○
	土地登記簿謄本	法務局発行のもの。	㊟	○
	既存建築物の建築確認通知書及び関係図面	確認台帳 (建築物) 記載証明書・建築計画概要書・既存建築物の建物登記簿謄本・家屋課税台帳記載事項証明書でも可。	○	○
	配置図、現況図	接する道路と幅員、地盤高、敷地面積を明示。照会申請時はプラン可。	○	○
	建築物の平面図、立面図	照会申請時はプラン可。	○	○
	住民票又は法人登記簿謄本	申請者が個人の場合は住民票 (マイナンバーの記載がないもの)、法人の場合は法人登記簿を添付。	㊟	○
	委任状	代理人に手続きを依頼した場合。		○
該当する場合必要となる書類	土地売買契約書又は土地使用貸借契約書	申請者と土地の所有者が異なるとき。		㊟
	土地課税台帳	他の書類で既存建築物の延べ面積が特定出来ない場合。	㊟	㊟
	汚水浸透層構造図・私設下水道使用承諾書	汚水を敷地内処理するとき。		○
	農地法許可書等	申請地が既に農地転用の許可を受けているとき。		㊟
	近郊緑地保全区域届出書	申請地が近郊緑地保全区域であるとき。		㊟
	その他市長が必要と判断した書類		○	○